

平成24年第1回広島市議会定例会提出案件
(平成23年度関係分)

予算案	条例案	その他の 議案	計	報告
8件	2件	8件	18件	6件

1 予算案

- (1) 平成23年度広島市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 平成23年度広島市公債管理特別会計補正予算(第1号)
- (3) 平成23年度広島市広島市民球場特別会計補正予算(第1号)
- (4) 平成23年度広島市用地先行取得特別会計補正予算(第1号)
- (5) 平成23年度広島市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 平成23年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (7) 平成23年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計補正予算(第1号)
- (8) 平成23年度広島市開発事業特別会計補正予算(第1号)

2 条 例 案

(1) 広島市市税条例の一部改正について (財政局)

地方税法等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

1 個人の市民税

退職所得に係る10%税額控除を廃止する。

施行期日 平成25年1月1日

2 市たばこ税

税率の引上げ

現 行	改 正
4,618円/千本	5,262円/千本
(2,190円/千本)	(2,495円/千本)

※ () 内は、旧3級品の紙巻たばこ (しんせい等) の税率である。

施行期日 平成25年4月1日

(2) 広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画) 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (都市整備局)

新たな地区計画の決定に伴い、建築制限対象地区及び建築制限 (用途、敷地面積等) を定めるもの

(新たな建築制限対象地区)
彩が丘地区 (佐伯区)

施行期日 公布の日

3 その他の議案

- (1) 地方債に係る起債の許可の申請
について (経済局)

第三セクター等改革推進債に係る起債の許
可を申請するもの

株式会社広島市産業情報サービスの解散
に伴い本市からの貸付金が償還されない
ことにより必要となる経費の財源に充て
るため

限度額 6億円

- (2) 市道の路線の廃止について
(道路交通局)

東1区336号線ほか10路線

- (3) 市道の路線の認定について
(道路交通局)

中2区210号線ほか29路線

- (4) 財産を出資の目的とすることに
ついて (健康福祉局)

出資の目的とする財産 土地及び土地の共
有持分

出資の相手方 財団法人広島原爆被爆者援
護事業団

(5) 財産を出資の目的とすることについて (環境局)

出資の目的とする財産 土地

出資の相手方 財団法人広島市都市整備公社

(6) 変更契約の締結について (消防局)

広島市防災行政無線通信機器更新整備工事

変更内容

1 請負金額

変更前	12億5,790万円
変更後	13億9,539万150円

2 工期の終期

変更前	平成24年 3月 9日
変更後	平成24年12月28日

(7) 和解について (都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者で市営住宅の明渡義務があるもの等との即決和解

2件

(主な和解内容)

- 1 本市は、市営住宅の賃貸借契約等の解除等の通知を取り消す。
- 2 本市は、使用損害金支払請求権を放棄する。
- 3 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 4 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅等を直ちに明け渡す。

(8) 和解について (都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者で市営住宅の明渡義務がないものとの即決和解

1件

(主な和解内容)

- 1 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 2 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅を直ちに明け渡す。

4 報告

(1) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか)

道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理瑕疵

6件 65万4,855円

交通事故

2件 9万6,387円

その他

1件 9万6,306円

(2) 専決処分の報告について
(健康福祉局)

被爆者健康手帳交付台帳等の電子化業務に係る委託契約の解除による委託料の返還等を求める訴えの提起

(3) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者に対する家屋明渡等の訴えの提起

1件

(4) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即決和解

3件

(5) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者で市営住宅の明渡義務があるものとの即決和解

1件

(主な和解内容)

- 1 本市は、市営住宅の賃貸借契約の解除の通知を取り消す。
- 2 本市は、使用損害金支払請求権を放棄する。
- 3 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 4 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅を直ちに明け渡す。

(6) 専決処分の報告について
(都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者で市営住宅の明渡義務がないものとの即決和解

3件

(主な和解内容)

- 1 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 2 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅を直ちに明け渡す。